○　中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）

改正案	現行
（定義）	（定義）
第二条　この法律において「中小企業等」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条各号に掲げるものをいう。）に該当する株式会社その他の株式会社であって次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。	第二条　この法律において「中小企業等」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条各号に掲げるものをいう。）に該当する株式会社その他の株式会社であって次の各号のいずれかに該当するもののうち、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社をいう。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
（中小企業等投資事業有限責任組合契約）	（中小企業等投資事業有限責任組合契約）
第三条　中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。	第三条　中小企業等投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　次に掲げる事業であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの	六　次に掲げる事業であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの
イ　外国法人であって、その発行する株式が証券取引法第二条第	イ　外国法人であって、その発行する株式が証券取引法第二条第

十四項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するものであって外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似するものの取得及び保有 ロ　（略） 七　（略） 2～4　（略）
十一項に規定する証券取引所及びこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿及びこれに類似するものであって外国に備えられるものに登録されていないものの発行する株式、転換社債、新株引受権付社債又はこれらに類似するものの取得及び保有 ロ　（略） 七　（略） 2～4　（略）